

未婚の兄弟姉妹を被扶養者認定申請する場合のチェックリスト

兄弟姉妹の認定申請で、認定できない理由として特に多いものは下記のとおりです。
下記のうち一つでも該当する場合、認定申請する対象者が収入要件を満たしていても認定できません。
申請前に確認してください。

チェック項目	チェック欄
両親又はいずれか一方が社会保険の適用（任意継続加入を含む）を受けている	
父又は母の収入（年金収入を含む）が加入者の収入を超えている	
60歳未満の父又は母の収入（年金収入を含む）が130万円以上である	
60歳以上の父又は母の収入（年金収入を含む）が180万円以上である	
認定対象者（兄弟姉妹）の収入（年金収入を含む）が加入者の収入を超えている	
認定対象者（兄弟姉妹）が加入者と別居かつ加入者から仕送りなどを受けていない （加入者が生計を維持していない）	

（注釈）

1. 年金は、老齢・退職の年金、遺族年金、障害年金、基金年金、企業年金など全て含みます。
2. 父母が離婚している場合、兄弟姉妹が18歳未満であれば、親権者のみ収入確認します。
兄弟姉妹が18歳以上の場合には、原則、両親の収入確認が必要です。
3. 審査の結果、上記以外の理由により認定できない場合もあります。